

平成28年度第2回青森市入札監視委員会 議事概要

○開催日時 平成28年11月17日(木) 午後1時00分～

○開催場所 青森市役所 庁議室

○出席委員 委員長 塩谷未知
委員長職務代理者 成田俊弘
委員 猪原健
委員 吉田英久

○事務局 鈴木裕司(総務部長)
加藤文男(総務部理事次長事務取扱)
工藤哲也(総務部参事契約課長事務取扱)
長谷川敬(浪岡事務所参事総務課長事務取扱)
土岐政弘(総務部契約課副参事)
熊谷圭介(総務部契約課主幹)
成田敬三(浪岡事務所総務課主幹)
ほか総務部契約課、都市整備部道路維持課、環境部下水道整備課、教育委員会事務局文化スポーツ振興課、農林水産部農地林務課職員

○議事

1 開会

2 報告事項

(1) 建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について
事務局から配付資料に基づき報告があった。
(質疑等なし)

(2) 低入札価格調査制度の運用状況について
事務局から配付資料に基づき報告があった。
委員からの主な意見・質問並びに事務局の説明・回答は次のとおりである。

意見・質問	説明・回答
○ 低入札価格調査では、具体的にどのような調査を行っているのか。	○ 入札時には、入札時に提出された工事費内訳書を確認し、各費目(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)が低入札調査制度の数値的判断基準を下回る入札

	<p>は、失格としている。</p> <p>入札後には、落札候補者となった業者に材料納入業者等からの見積書の提示を求め、実際に入札した金額が適正に積算したものであることを確認している。</p> <p>その他、ヒアリングにて現場の安全管理体制や施工体制が整っているか等を確認している。</p>
--	--

- (3) 指名停止措置等の運用状況について
事務局から配付資料に基づき報告があった。
委員からの主な意見・質問並びに事務局の説明・回答は次のとおりである。

意見・質問	説明・回答
○ 落札決定後に契約の締結を辞退した 2 者が指名停止となっているが、契約辞退の理由を確認したい。	○ 市発注の建設工事において、落札した共同企業体が「保証会社等からの契約保証が受けることが出来ない」との理由により契約を辞退した。これにより、共同企業体の構成員である 2 者を指名停止としたもの。
○ このうちの 1 者は、低入札工事を落札しているが、これとの因果関係はあるのか。	○ 指名停止は、共同企業体の構成員として措置されているもので、単体企業として落札した低入札工事との因果関係は無い。
○ 独占禁止法違反で 1 者、不正又は不誠実な行為で 1 者が指名停止となっているが、この事案はいわゆる「談合」として理解して良いか。	○ 良い。

3 審議事項

(1) 抽出事案（その1）について

『旭橋橋梁補修工事』（条件付き一般競争入札）

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

委員からの主な意見・質問並びに事務局の説明・回答は次のとおりである。

意見・質問	説明・回答
○ 今回のケースでは、入札金額が落札金額と1円単位まで一致している業者が複数あり、くじ引きにて落札候補者が決定している。くじ引きとなった原因についてどのように考えているか。	○ 土木一式工事の場合、積算基準書や資材の単価等は基本的に公開されている。そのため、業者側も公開している情報を基に積算することで、入札金額が1円単位まで一致し、くじ引きとなることは、珍しくなく、全国的にも同様の事例が多発しているようだ。 品質確保の観点から最低制限価格制度を導入している現行の入札制度では、やむを得ないものと認識している。
○ 入札金額が同額で数パターンに分かれているように見える。その原因についてどのように考えているのか。	○ 同額で数パターンに別れた原因については、特に調査等はしていない。あくまで想定だが、例えば、公開されていない資材単価について、見積を徴集する納入業者の違いによって見積金額に差が生じ、その結果、入札金額が分かれることも考えられる。
○ 橋梁の補修工事はこの他にも行っているのか。	○ 今年度、複数の橋梁補修工事を発注しているが、入札結果としては、同様の傾向となっている。

(2) 抽出事案（その2）について

『富田ポンプ場 No.1 雨水ポンプ機械工事』（条件付き一般競争入札）

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

委員からの主な意見・質問並びに事務局の説明・回答は次のとおりである。

意見・質問	説明・回答
<p>○ 「失格」、「無効」となっている業者がいるが、その原因について確認したい。</p> <p>○ この工事は、参加資格に営業所所在地の条件を付していないが、市内業者では施工が難しい工事なのか。</p>	<p>○ 「失格」は、直接工事費が低入札価格調査制度の数値的判断基準を下回ったためである。</p> <p>「無効」は、郵送された封筒に不備があったためである。</p> <p>○ 今回の場合、技術的に高度で施工可能な業者が市内では限られるため、市内業者のみでは競争性が確保できないと判断し、営業所所在地の条件を付していない。</p> <p>実際に入札に参加した 25 者のうち、市内の業者は 3 者のみであった。</p>

(3) 抽出事案（その3）について

『青森市文化体育施設煙突アスベスト含有断熱材封じ込め工事』（条件付き一般競争入札）

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

委員からの主な意見・質問並びに事務局の説明・回答は次のとおりである。

意見・質問	説明・回答
<p>○ 同一日にアスベスト関連の工事の入札が計 3 件あり、全て同一の業者が落札している。これに対し、入札参加者数は、今回の抽出事案である 1 件は 3 者となっているが、他の 2 件は 4 者となっている。入札参加者数が違った原因として考えられる理由はあるか。</p>	<p>○ アスベスト関連の工事は対策が必要な市所有の施設を小学校、中学校、文化体育施設（抽出事案）の 3 件に分けて発注している。</p> <p>入札結果を確認すると、ある業者が、小学校、中学校の入札には参加しているが、文化体育施設（抽出事案）は参加していない。入札に参加しなかった理由は確認していないが、業者側が設計図書、内容、場所等を確認した上で判断したものと考えている。</p>
<p>○ 今回の工事で、市所有の学校等</p>	<p>○ アスベストを含有している煙突</p>

<p>の煙突に含まれるアスベストは対策が完了すると理解して良いか。</p> <p>○ 市内本社の業者でアスベストの封じ込め工事が施工可能な者はどの程度あるのか。</p>	<p>のうち、飛散の恐れのある煙突については、今回の工事で対策が完了する。</p> <p>○ 入札の前に、市内本社の塗装、A等級に登録のある業者に確認したところ、15者のうち半数を超える者が施工可能のことだった。</p>
--	--

(4) 抽出事案（その4）について

『林道飛鳥沢2号線災害復旧工事』（指名競争入札）

事務局から配付資料に基づき説明があり、審議の結果、指名の経緯、入札経過等について、特に問題となるようなことは見受けられなかった。

委員からの主な意見・質問並びに事務局の説明・回答は次のとおりである。

意見・質問	説明・回答
<p>○ 指名業者 12 者のうち 10 者が辞退しているが、辞退理由について確認したい。</p> <p>○ 具体的な工事の内容を確認したい。</p> <p>○ なぜ平成 25 年に発生した災害を今年度工事したのか。</p> <p>○ 平成 25 年の災害発生から今年の工事完了までの間は、この林道</p>	<p>○ 辞退届で確認できた辞退理由は、5 者が「技術者不足」、2 者が「多忙のため」、1 者が「工期内の施工が困難」とのことだった。</p> <p>災害復旧工事は、現場が市街地から離れた山間部にあることが多く、指名業者が入札を辞退するケースが多い。過去にも、入札不調を繰り返し、複数回の入札を経て契約に至った事例もある。</p> <p>○ 平成 25 年度の融雪災害で崩落した林道の法面を復旧するもの。</p> <p>○ 過去に発生した災害を復旧する県の補助事業を活用して工事を実施した。限られた財源で緊急度の高い箇所から補助事業に採択されるため、今年度の施工となった。</p> <p>○ 林道の幅員が 3 メートル確保できたので通行止めはしていない</p>

は通行止めとしていたのか。	が、看板を設置して、通行車両への注意を喚起していた。
○ 落札率が 100%となった理由を確認しなかったが、本日の質疑等で納得できた。	

4 その他

(1) 次回会議の開催日程等について

次回会議は、委員任期が平成29年1月7日までとなっているため、今後の委員選任の結果を踏まえて事務局で調整することにした。

5 閉会